

日曜日休刊

人ノ請求ニ依リ定價十

○第二十七條 電報ノ傳送ハ電
之ヲ管スルモノトス○第二十八
ノ電量並開局時間ハ工部省之ヲ
管轄電報ヲ依托スル時間ハ開局
電報ハ此限ニアラヌ○第三十九
非サレハ電報ノ受取及傳達ヲ交換

ハ其手數料ヲ納ムベシ〇第三十二條
百吏ノ印ヲ押捺スヘキセノトス但
トキハ此限コアラス〇第三十二條
トシテ差出ストキハ其返信ナ宮親
モノハ此限コアラス〇第三十五條
百人タルノ應據ヲ要スルトキ其ノ
不ニ署名捺印スヘシ〇第三十四條
入ハ本人ヨ之ヲ配達スヘシ但
モノハ此限コアラス〇第三十八條
百人タルノ應據ヲ要スルトキ
其ノ署名捺印スヘシ〇第三十九條
電信中央局及分局ヨリ一里ヲ超
電報ハ手數料ヲ要セス但別使配達
本人ニ屬セサル電報ノ配達ヲ受取
直ニ之ヲ着信局ニ還付スヘシ
ノ者ハ電報受取紙ニ時刻ヲ記入シ配
電信中央局及分局ヨリ一里ヲ超
之ヲ配達人ニ交付スヘシ〇第三十
本人ニ屬セサル電報ノ配達ヲ受取
直ニ之ヲ着信局ニ還付スヘシ
ノ者ハ更ニ封緘シ其事由ヲ副記
島嶼ニ配達スル電報ハ實費ヲ納
電報ハ手數料ヲ要セス但別使配達
其委任ヲ受ケタル代理人ヨリ請求
ヘシ若シ著信ノ日ヨリ六十日以
上ニ超ヘタル地ニ配達スル電報ニ
信人ニ配達シ能ハサル電報ハ著
送方ヲ指定セサルモノハ先拂郵便
ルトキハ之ヲ還付スル費用
シ」別使又ハ幹船子以テ配達ス
島嶼ニ配達スル電報ハ實費ヲ納
電報ハ手數料ヲ要セス但別使配達
其委任ヲ受ケタル代理人ヨリ請求
ヘシ若シ著信ノ日ヨリ六十日以
上ニ超ヘタル地ニ配達スル電報ニ
信人ニ配達シ能ハサル電報ハ著
送方ヲ指定セサル電報ハ其發信人タルノ應
ニ誤認ナキトキハ假納ノ料金ナ
シハ之ヲ還付スヘシ〇四十四條
改正ヲ要スルトキハ其電報ヲ依
時以内ニ之ヲ請求スルコトヲ得
差出スヘシ
第四十五條 受信人又ハ發信人
スルトキハ其電報ヲ受取リタル
之ヲ請求スルコトヲ得但其料金
央局及分局ヨリテハ其請求ニ應
シセキ電報ハ其發信人タルノ應
ニ誤認ナキトキハ假納ノ料金ナ
シハ之ヲ還付スヘシ〇四十四條
改正ヲ要スルトキハ其電報ヲ依
時以内ニ之ヲ請求スルコトヲ得
差出スヘシ
第四十六條 凡電報ノ機器ヲ以
テスルコトアル者ハ工部省ニ届出ヘ
ノ電線ハ官設ノ電線アラサル地
用ニ供スルモノニ限り許可スル
道ノ用ニ供スルモノハ官設ノ電線
ナル者ハ電信局ニ於テ定メタル
十九條 電報ノ電線ハ無害電信

卷之三

	○明治十八年四月七日	賞 勳
電信條例	歩兵 大佐 従五位勳四等 大招 銃 銃勳三等賜旭日中綬章	
	步兵 大尉 正七位勳五等 内田 正義 陸軍	
	全	全
	全	基太村不二

洋ノ別ナク電報料ノ甚ク不廉ナルハ畜ニ其國民ノ幸福
ニ大關係アルノヨナラズ國交歷上萬國ニ對スル其國ノ
體面上ニモ容易ナラザル影響ナ來ダス「ナラン
電信切手ヲ用ルハ甚タ好シ然レ用我輩ハ別ニ此爲メニ
切手ヲ製セズシテ唯在來ノ認便切手ヲ使用スルコトシ
ヲランニハ尙ホ一層ノ便利アラント思フナリ或ハ郵便
ニ電信ニ同一ノ切手ヲ用ヒテハ驛遞局ト電信局ト會計
上ノ風雜アリナド云フ異論モアランカナレ結果シテ右
様ノ不都合アブンニハ兼テ我輩ノ希望スル如ク驛遞ト
電信トヲ合併シテ一個ノ通信局ナルモノナ設置シニツ
ノ事務ナ一人ノ總官ニ監督セシムルコトセバ一切ノ故
障ハ立所ニ清減スベシト信ズルナリ又此條例規則中ニ
就キ一二ノ小體條ヲ申セバ電信局長ニ於テ傳送ヲ差止
メタル電信ト雖ニ其電報料ハ遅延セザル事又ハ電信切

一罰ヲ減ズル事ナドハ隨分困難ナル事相ナリト思ハル
兎ニ角ニ今日ノ條例規則ハ尙ホ改正ノ旨地アルセノト
信スルナリ

○議官の辭表 佐野元老院議長の先頃不慮の負傷待補を療養と加へしも何分遅々復舊せざると以てみの程辭表と乞ひ、且よこまづ可否の御答申を

○布陸在勤 外務省准妻任御用掛鳥井忠文氏は一昭六
日外務省記生に任し布陸國ホノル、府領事館在勤申付
けられ同日准妻任御用掛葉菊仰付られたり

國に赴た夫より獨撰の詩圖へ遊覧する積りなりと三
月廿日台教臺に信書よ見ゆるよし

御里に張名古屋に到り暫時同地に在りて病と養ふ爲め
本日當地で出發するよしなり

一公、三侯、三伯其他同族より各代拜と差立る筈なりと
○新東京丸 謹て記載せし三菱會社の新汽船東京丸之
香港より到着し去る四日横濱より向けて同港を出發し
○新兵の調査 本年新入營の新兵人員は前回を底上

○三田半備演説會 明九日ハ第二土曜日なるを以て例
看護卒七人、看馬卒二人なり。

レーヤ氏も出席し日本語にて日本歌を詠る等
ありと云ふ

洋ノ別ナク電報料ノ甚ク不廉ナルハ畜ニ其國民ノ幸福
ニ大關係アルノヨナラズ國交際上萬國ニ對スル其國ノ
體面上ニモ容易ナラザル影響ナ來ダス「ナラン
電信切手ヲ用ルハ甚タ好シ然レニ我輩ハ別ニ此為メニ
切手ヲ製セズシテ唯在來ノ即便切手ヲ使用スル「トシ
ヲランニハ尙ホ一層ノ便利アラント思フナリ或ハ郵便
機ノ不都合アランニハ兼ナ我輩ノ希望大ル如ク驛遞ト
電信トナ合併シテ一個ノ通信局ナルモノヲ設置シニツ
ノ事務ヲ一人ノ總官ニ監督セシムル「トセバ一切ノ故
障ニ立所ニ清減スペシト信ズルナリ又此條例規則中ニ
就キ一二ニ小箇條ヲ申セバ電信局長ニ於テ傳送ヲ差止
メタル電信ト雖ニ其電報料ハ遅延セザル事又ハ電信切
手ヲ買戻スニ四枚以上連續シタルモノニ限り又其價ハ
一割ヲ減ズル事ナドハ隨分困難ナル事柄ナリト思ハル
兎ニ角ニ今日ノ條件規則ハ尙ホ改正ノ餘地アルセノト
信スルナリ